

各論点の方向性(案)

I . 税源の偏在性について

I - ① 税源の偏在性・財政力格差を何で評価するかについて

I - ② 現在の税源偏在の状況の評価について

I - ③ 税制抜本改革等の影響をどう考えるかについて

II . 税制における是正方策と地方法人課税のあり方について

II - ① 地方法人所得課税のあり方について

II - ② 地方税・地方譲与税及び地方交付税それぞれの役割分担について

II - ③ 分割基準・清算基準について

II - ④ 地方共同税について

I . 税源の偏在性について

I-① 税源の偏在性・財政力を何で評価するかについて

- 地方団体は行政サービスを提供する主体であり、税源の偏在の是正を考える際には、単に人口一人当たり税収等で示される税源の偏在の状況だけをみるのではなく、サービス水準の格差につながる財政力の格差を考慮に入れる必要があるのではないかと。
- 人口一人当たりの一般財源については、地方団体が法令により義務づけられた事務を相当量行っていることに対し、地方交付税等で財源保障を行っていることの影響が大きいため、地方団体独自の行政サービス等の格差を示すものとなっておらず、財政力格差の判断に用いるには不十分ではないかと。
- 地方交付税の算定に用いられている基準財政需要額は、地方団体が合理的、妥当な水準で行政を行う場合の財政需要と位置付けられており、これを上回る歳入は留保財源又は財源超過額となる。留保財源や財源超過額は、地方団体が独自の行政を行うための財政需要に充てられ、その大きさは財政運営の自由度を示す一つの指標となることから、財政力の格差の判断に用いることができるのではないかと。
- いずれにしても、税源の偏在性・財政力の格差については、特定の一つの指標でとらえるべきではなく、複数の指標を用いて総合的に判断されるべきものではないかと。

I－② 現在の税源偏在の状況の評価について

- 今回の税制抜本改革法による地方消費税率の引き上げは、社会保障財源の確保と地方財政の健全化を目的として行われた改革であるが、地方消費税率の引き上げにより、人口一人当たり税収額等を見た場合、税源偏在が緩和されることについては評価できるのではないか。
- 一方で、地方消費税の税率引き上げに合わせて、仮に地方法人特別税・譲与税を廃止し事業税に復元すると、現状より税源偏在・財政力格差は拡大し、平成17年度当時の水準に戻ることをどう考えるか。

その際、当時の税源偏在・財政力格差の状況を踏まえて、その是正が必要として平成20年度税制改正で地方法人特別税・譲与税を成立させた国会の意思を踏まえる必要があるのではないか。また、当時、地方消費税と地方法人二税の税源交換が議論となっていたことをどう考えるか。
- 今回の地方消費税の税率引き上げについては、「偏在性の小さい地方税体系の構築」という観点からは道半ばとの評価をどう考えるか。

I－③ 税制抜本改革等の影響をどう考えるかについて

- 税制抜本改革に伴う地方消費税の増収により、人口一人当たり税収額等で見たと税源偏在は緩和されるが、その一方で不交付団体において財源超過額が更に増加することについては、交付団体においてなお大きな財源不足額がある現状を踏まえれば、何らかの是正措置が必要と考えるべきではないか。

その際、地方消費税の増収分は社会保障財源とされていることに留意する必要があるのではないか。

さらに、景気回復により税収がさらに伸びるとすれば、税源偏在はさらに拡大するという点についても留意する必要があるのではないか。

- 地方法人特別税・譲与税制度の見直しに係る判断については、地方消費税の税率引上げ後の地方税財政の姿を踏まえて検討すべきではないか。

Ⅱ．税制における是正方策と 地方法人課税のあり方について

Ⅱ－① 地方法人所得課税のあり方について

- 地方法人課税は、行政サービスから受益する法人に負担を求める重要な役割を担うものであり、一定の負担を維持するべきではないか。
- その際、税源の偏在度や税収の年度間の安定性を考慮すると、法人所得課税より法人の事業活動規模に応じて課税する外形標準課税の方が、地方税として適当ではないか。
- 地方法人二税を比較する上では、偏在度が高く税収の変動が大きい法人住民税(法人税割)よりも、外形標準課税が一部導入され偏在度が比較的低く税収が安定的な法人事業税の方を、より重視すべきといえるのではないか。
- 地方法人所得課税は税収の変動が大きいことを考慮すれば、法人税収を帰属させる課税団体についてはある程度の大きさが必要といえるのではないか。
また、法人には投票権がないが、課税団体がある程度大きい方が、株主が課税の意思決定に関与する可能性が高まるのではないか。
- 市町村間の税源偏在については、景気の変動に伴い大きな格差が生じている現状等を踏まえれば、是正する必要があるのではないか。

Ⅱ－① 地方法人所得課税のあり方について（続き）

- 地方法人所得課税は、偏在度が高く税収の安定性に欠けるという問題点があるが、一方で地方団体にとっては企業誘致等の税源涵養のインセンティブとなっていることをどう考えるか。
- 法人課税については、法人税を含めた法人実効税率の引下げを求める意見があるが、国際競争力は法人実効税率の水準のみで決まるものではないのではないかと。また、国際比較において日本は地方の法人課税の負担が大きいとの意見があるが、地方の提供する行政サービスが国際的にみても大きいことを同時に考慮する必要があるのではないかと。

Ⅱ－② 地方税・地方譲与税及び地方交付税それぞれの役割分担について

- 地方分権の推進の観点からは地方税の充実を図ることが基本であり、そのため、偏在性の小さい税体系の構築に向けて、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討すべきではないか。
- また、地方団体間の財政調整については地方交付税制度で行うことが基本であるが、その機能上、不交付団体を含めた地方団体間の財政調整には限界があることを踏まえて、まず税制において、どのような対応があり得るかを検討すべきではないか。
その際には、事業税よりも偏在度が高く税収の変動が大きい法人住民税(法人税割)について対応することを検討してはどうか。
- 譲与税において、これまでの経緯も踏まえつつ、財政力格差の是正のために、どのような措置がありうるのかについて、検討すべきではないか。

Ⅱ－② 地方税・地方譲与税及び地方交付税それぞれの役割分担について(続き)

- 地方法人特別税・譲与税制度は暫定措置として導入されたものであるが、こうした措置が、どこまで許容されるのかについて検討する必要があるのではないか。
- これらの検討に当たっては、地方税・地方譲与税及び地方交付税それぞれの役割分担を踏まえた整理が必要ではないか。

Ⅱ－③ 分割基準・清算基準について

- 地方法人課税の分割は、複数の地方団体に事務所等を有する法人について団体間の課税権を調整するため、課税標準を分割するものであり、地方消費税の清算は、最終消費地と税収の最終的な帰属地とを一致させるもの。

分割基準と清算基準はこれらの趣旨を適切に反映するために設けられているものであり、財政調整を目的として変更することは適当ではないのではないか。

Ⅱ－④ 地方共同税について

○ 地方共同税については、

- ・ 各地方団体における受益に応じて法人に負担を求めるという地方法人課税の根拠との関係をどう説明するか、
- ・ 財源を拠出する側の地方団体の参画をどのように確保するか、
- ・ 制度の運営はどのような主体が担うのか、

など制度化に当たって多くの論点が存在するため、まずは、これらについて整理することが必要ではないか。